

国立大学法人東京医科歯科大学

年俸制導入促進費対象教員給与規則

平成 27 年 4 月 20 日
規則 第 111 号

（目 的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成 16 年規則第 36 号。以下「職員給与規則」という。）第 2 条の規定に基づき、年俸制導入促進費対象教員の給与等に関する事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規則において、「月給制教員」とは、職員給与規則に定める教育職員本給表（一）の適用を受ける教員をいう。

2 この規則において、「年俸制への切替」とは、月給制教員が年俸制導入促進費対象教員となることをいう。

（年俸制導入促進費対象教員となる職）

第 3 条 この規則が適用される年俸制導入促進費対象教員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 平成 31 年 3 月 31 日までに教授、准教授、講師及び助教に採用された者（以下、「教員」という。）。ただし、第 3 号に定める者を除く。
- (2) 施行日の前日から月給制教員として在職した者のうち、学長が必要と認め、かつ、この規則の適用について同意して年俸制への切替を行った者
- (3) 別に定める者

（他の規則の準用）

第 4 条 前条に定める者の給与に関する事項については、この規則に定めるもののほか、職員給与規則に基づく常勤職員の例による。

（給与の種類、計算期間及び支給日）

第 5 条 年俸制導入促進費対象教員の給与は、年俸及び諸手当とする。

2 前項に定める給与の計算期間及び支給日は職員給与規則を準用する。

（年俸の決定）

第 6 条 年俸は、基本給及び業績給から構成する。

2 基本給は、その者の職務，学歴，職歴，業績及び予算等を総合的に勘案して学長が決定する。

3 業績給は、別に定める業績基礎額に、毎年 4 月 1 日（以下「評価基準日」という。）

において、評価基準日の属する年度の前々年度の１０月１日から起算して１年間の期間（以下「評価期間」という。）における年俸制適用職員の業績、勤務成績等を勘案した調整を行ったうえで、学長が決定する。

- 4 年俸制への切替を行った者は、第２項に定める基本給と業績給の合計額に、当該切替による税法上の不利益を補填する調整を行うことができる。
- 5 第３条第１号に掲げる者の年俸は、評価期間中の勤務成績が「４」以上と認められた場合、別に定める一定の期間内に限り、翌年度の年俸の額を新たに決定することができる。
- 6 年俸制導入促進費対象教員が昇任または降任する場合には、年俸の額を新たに決定する。
- 7 その他、年俸の決定に際し必要な事項は別に定める。

（諸手当）

第７条 年俸制導入促進費対象教員には次に掲げる手当を支給できるものとする。

- (1) 管理職手当
- (2) 管理職員特別勤務手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 扶養手当
- (5) 通勤手当
- (6) 住居手当
- (7) 単身赴任手当
- (8) 職務付加手当
- (9) 放射線取扱手当
- (10) 診療・夜間看護等手当及び入学試験手当
- (11) 海外拠点等特別業務手当
- (12) 休日給
- (13) 夜勤手当
- (14) 宿日直手当
- (15) 研究特別手当
- (16) 時間外麻酔手当
- (17) セカンドオピニオン手当
- (18) 健診業務協力手当
- (19) 分娩手当
- (20) 準夜勤等麻酔手当
- (21) 面接指導医手当
- (22) 時間外労働手当

2 前項に定める手当については、職員給与規則を準用する。

3 第１項第４号に定める手当については、職員給与規則中の「教育職員本給表（一）４級以下」とあるのは、「年俸制の適用を受ける教員のうち、准教授職相当以下」また、「教育職員本給表（一）５級以上」とあるのは、「年俸制の適用を受ける教員のうち、教授職相当」と読み替えるものとする。

(給与の支払等)

第8条 給与は、第5条により定める年俸の12分の1の額(以下、「年俸月額」という。)を毎月支給する。

2 年俸制導入促進費対象教員が退職したときは、退職の日の翌月以降の年俸月額は支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支払い等に関しては、職員給与規則の例による。

(給与の減額)

第9条 職員が労働しないときは、東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則(以下、「労働時間等規則」という)第6条第1項第2号に規定する休日(労働時間等規則第13条の規定により振替日又は代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を労働した職員にあっては、当該休日を振り替えた日又は同休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)、同項第3号に規定する休日(労働時間等規則第13条の規定により振替日又は代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を労働した職員にあっては、当該休日を振り替えた日又は同休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合又はその他その労働しないことにつき特に承認のあった場合(無給となる休暇を除く。)を除き、その労働しない1時間につき、第8条第1項に規定する労働1時間当たりの給与額を減額して年俸月額を支給する。

(労働1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第9条の労働1時間当たりの給与額は、年俸額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 夜勤手当の労働1時間当たりの給与額は、年俸月額及び当月支給される初任給調整手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

3 休日給の労働1時間当たりの給与額は、前項の額に、当該労働に係る放射線取扱手当の労働1時間当たりの額(1日単位で支給されるものにおいて、その額を7.75で除した額)を加算した額とする。

(端数計算)

第11条 第9条に規定する労働1時間当たりの給与額及び第10条の規定により労働1時間につき支給する休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(退職者等の給与)

第12条 退職者等の給与については、職員給与規則第31条を準用する。

(育児休業等にかかる給与)

第13条 育児休業等にかかる給与については、職員給与規則第32条を準用する。

(介護休業等にかかる給与)

第14条 介護休業等にかかる給与については、職員給与規則第33条を準用する。

(年俸月額の半減)

第15条 第7条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、年俸月額を半減する。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、年俸月額の計算その他本給の月額を半減に関し必要な事項は、東京医科歯科大学本給の半減細則を準用する。

(この規則により難しい場合の措置)

第16条 特別の事情によりこの規則によることができない場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

ただし、第3条第1号の規定の適用については、学長が特に必要と認める場合を除き、平成27年7月1日とする。

2 本規則施行後から平成30年6月30日までの間の第3条第1号の適用については、助教又はこの規則の適用について同意した教授、准教授及び講師と読み替えるものとする。

附 則(平成27年6月29日規則第221号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規則第45号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月21日規則第96号)

この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年11月13日規則第109号)

この規則は、平成３０年１１月１３日から施行し、平成３０年１１月１日から適用する。

附 則（平成３１年１月８日規則第１号）

この規則は、平成３１年１月８日から施行する。

附 則（平成３１年３月２６日規則第４１号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年１２月２日規則第１２０号）

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

附 則（令和４年１０月２８日規則第１５０号）

この規則は、令和５年１月１日から施行する。

附 則（令和４年１０月２８日規則第１５０号）

この規則は、令和５年１月１日から施行する。

附 則（令和５年５月２６日規則第１５８号）

この規則は、令和５年６月１日から施行する。

附 則（令和６年３月１日規則第２４号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。